

第三次千曲市総合計画構成について

1. 総合計画策定について

①過去の経緯

昭和 41 年の「市町村計画策定方法研究報告」を基礎として、昭和 44 年の地方自治法改正により、市町村における基本構想の策定義務付けに係る規定が設けられた。この報告の中で、あるべき市町村計画の原型として「基本構想（10 年）－基本計画（5 年）－実施計画（3 年）」の計画体系が示され、多くの市町村がこの計画体系に沿って市町村計画を策定することになったと考えられる。

その後、平成 23 年の地方自治法の一部改正により「基本構想の策定義務・議決等」の規定の廃止とともに、首長のマニフェスト普及により、総合計画の策定は市町村の自主的な取組となり、独自の体系・計画期間を設定する市町村が増加してきた。

- ・平成 28 年に「公益財団法人 日本生産性本部」が全国の市区町（1,558）に実施した「基礎的自治体の総合計画に関する実態調査」（回収率 60.3%）

○設問：計画の有無

	計画有団体数	割合 (%)
基本構想	907	98.2%
基本計画	898	97.2%
実施計画	752	81.4%
地区別計画	81	8.8%

○設問：議決の対象

	議決対象団体数	割合 (%)
基本構想	762	84.0%
基本計画	320	35.6%
実施計画	35	4.7%
地区別計画	14	17.3%

②総合計画の一般的な定義

- 総合計画：一般的に基本構想、基本計画、実施計画から構成される、政策分野の横断的且つ中長期的な総合的な計画
- 基本構想：総合計画の中で最も抽象度が高く、期間の長い計画
- 基本計画：施策レベルで構成される。基本構想よりも具体性が高く、実施計画よりも抽象度が高い計画であって、基本構想よりも期間が短く、実施計画よりも期間が長い計画
- 実施計画：事業レベルで構成される。総合計画の中で最も具体性が高く、期間の短い計画
- 地区別計画：団体の存する地域の各地区を対象とした計画

2 構成について

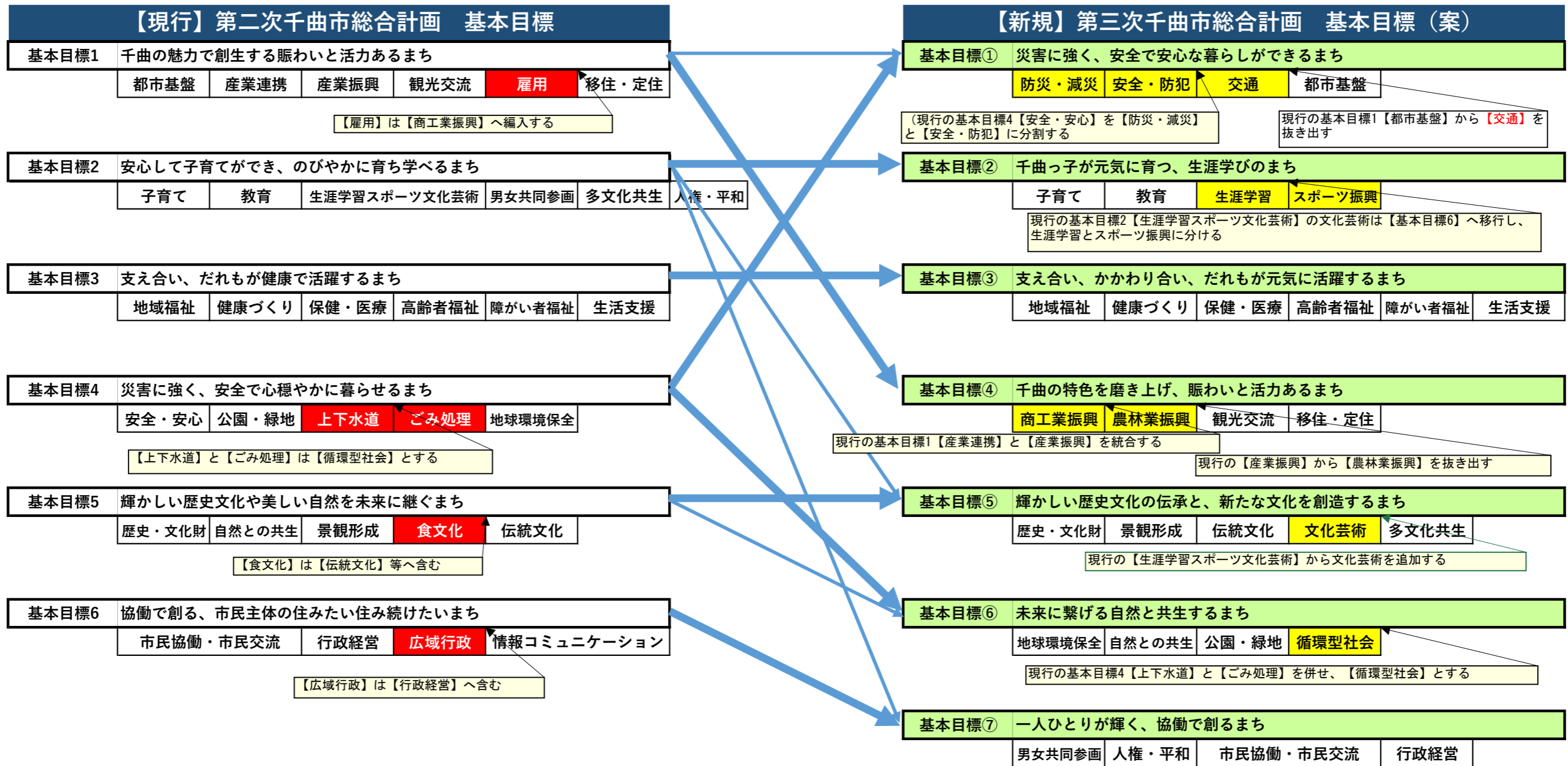
	第二次総合計画（現状）	新計画
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想では、市が目指すべき将来像と将来の目標を明らかにし、これを実現するための基本的な施策大綱を明らかにする。 ○ 基本計画では、基本構想で掲げた将来像を達成するため、個別の施策を体系的に明らかにする。 ○ 実施計画の計画期間は3年間とするが、毎年度ローリング方式により見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構想を基本計画と一体とした2層構造にすることで、計画全体を簡潔にし、時代の変化に合わせた柔軟な対応も可能となる。（政策の方向性、体系等の変更も5年毎に可能） ○ 市の将来像を示しつつ、これを実現するための今後5年間の政策の方向性や重点施策等を定めるもの。 ○ 実施計画の計画期間は3年間とするが、毎年度ローリング方式により見直す。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期ビジョン、具体的施策、事業それぞれに最も適した計画期間を設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急速な時代の変化に合わせて、5年ごとに政策の方向性（基本目標）から施策まで見直しが可能となる。 ○ 階層が簡素で市民から見てわかりやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急速な時代の変化に合わせて、基本計画の中間見直しが必要となるが、基本構想の枠内での見直しとなる。 ○ 階層が多く市民から見て理解しづらい。 ○ 形骸化しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間は短期となる。 ○ 将来像が短期間で移り変わる可能性がある。

第三次千曲市総合計画

第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 イメージ図



総合計画基本目標 体系 (第二次千曲市総合計画と第三次千曲市総合計画 新旧対照表)



第三次総合計画 基本目標設定にかかる考え方

基本目標①	第二次計画の基本目標①の一部と基本目標④の一部で構成 ・令和元年東日本台風災害からの復興と、今後の防災強化の観点から【安全・安心】なまちづくりとともに、交流拠点としての【都市基盤】の整備を目標とする。
基本目標②	第二次計画の基本目標②の一部で構成 ・安心して子育てができる環境や次世代を担う子どもの教育、高齢化社会に対応した生涯学びのための機会・環境をつくり、人口減少の抑制とまちの活力を維持していくことを目標とする。
基本目標③	第二次計画の基本目標③で構成 ・現行の計画に引き続き、「地域共生社会」の実現を目指し、すべての市民が心身ともに健康で、毎日を安心して暮らせるまちづくりを目標とする。
基本目標④	第二次計画の基本目標①で構成 ・地域の特色を活かし産業の振興を図り、地域経済の活性化を目的とする。人口減少を抑制するため、関係人口を増加させる観光施策と移住・定住施策を充実させる。
基本目標⑤	第二次計画の基本目標②の一部と基本目標⑤の一部で構成 ・市の貴重な歴史的・文化的遺産、伝統文化の保全・保存・活用に努め、文化芸術の振興を図るとともに多文化との共生に理解を深めるまちづくりと人づくりを目標とする。
基本目標⑥	第二次計画の基本目標④の一部と基本目標⑤の一部で構成 ・2050ゼロカーボン達成に向け、循環型社会の形成を進めるとともに自然との共生を目指した環境づくりを目的とする。
基本目標⑦	第二次計画の基本目標②の一部と基本目標⑥で構成 ・性別、世代、人種の隔てなく、一人ひとりが輝くまちを、市民、関係団体、行政が協働で創り上げることを目標とする。

第三次千曲市総合計画 基本目標・達成方針 担当課一覧

(新)項番号	項目	(新)第三次総合計画 達成方針	主担当部	主担当課	関係課				
基本目標① 災害に強く、安全で安心な暮らしができるまち									
1-1	防災・減災	復興計画の着実な推進と災害に強いまちをつくる	総務部	危機管理防災課	総合政策課	建設課	都市計画課	農林課	
1-2	安全・防犯	誰もが安全で、安心して暮らせるまちをつくる	市民環境部	生活安全課	建設課	教育総務課			
1-3	交通	交流と生活に便利な交通ネットワークが整備されたまち	市民環境部	生活安全課	建設課	地域開発推進室			
1-4	都市基盤	快適で便利な、持続可能なまちを形成する	建設部	建設課	総合政策課	都市計画課	地域開発推進室	農林課	
4			3						
基本目標② 千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまち									
2-1	子育て	子育てしやすい環境づくりと地域で子ども育てるまちを目指す	次世代支援部	こども未来課	福祉課	健康推進課	保育課		
2-2	教育	一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む教育環境をつくる	教育委員会	教育総務課	給食センター	生涯学習課	スポーツ振興課	歴史文化財センター	
2-3	生涯学習	学びと交流を進め、人生を豊かにする	教育委員会	生涯学習課					
2-4	スポーツ振興	スポーツを通じ、心身の健康と活力あるまちを目指す	教育委員会	スポーツ振興課	都市計画課	健康推進課			
4			2						
基本目標③ 支え合い、かかわり合い、だれもが元気に活躍するまち									
3-1	地域福祉	ともに支え合い、安心して暮らせるまちをつくる	健康福祉部	福祉課					
3-2	健康づくり	すべての人が心も体も健康で生活できるまちをつくる	健康福祉部	健康推進課					
3-3	保健・医療	いつでも適切な医療を受けられる安心のまちをつくる	健康福祉部	健康推進課					
3-4	高齢者福祉	生きがいを持って地域で住み続けられるまちをつくる	健康福祉部	高齢福祉課					
3-5	障がい者福祉	その人らしさを認め合い、みんなで支えるまちをつくる	健康福祉部	福祉課					
3-6	生活支援	誰もが安定した生活を送れるまちをつくる	健康福祉部	福祉課	健康推進課	市民課	高齢福祉課		
6			1						
基本目標④ 千曲の特色を磨き上げ、賑わいと活力あるまち									
4-1	商工業振興	多様な産業の活性化を図り、持続可能な産業への変革を目指す	経済部	産業振興課	観光交流課				
4-2	農林業振興	地域の特性を活かした農業振興と、森林資源の多面的活用を目指す	経済部	農林課					
4-3	観光交流	市内・広域の観光資源の連携を図り、千曲ブランドを確立する	経済部	観光交流課	日本遺産推進室				
4-4	移住・定住	住みたい・住み続けたい魅力あるまちをつくる	経済部	観光交流課	建設課	産業振興課			
4			1						
基本目標⑤ 輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち									
5-1	歴史・文化財	歴史・文化的遺産の保全・活用を進め、文化都市を形成する	教育委員会	歴史文化財センター	都市計画課	日本遺産推進室			
5-2	景観形成	まち全体が調和された、景観の美しいまちをつくる	建設部	都市計画課	農林課	日本遺産推進室	歴史文化財センター		
5-3	伝統文化	伝統的な行事や生活文化を次代に伝承する	教育委員会	歴史文化財センター	農林課				
5-4	文化芸術	豊かな心を育む文化芸術のまちをつくる	教育委員会	文化課					
5-5	多文化共生	個性や互いの文化を理解し、共に生きるまちをつくる	教育委員会	生涯学習課					
5			3						
基本目標⑥ 未来に繋げる自然と共生するまち									
6-1	地球環境保全	一人ひとりが地球を大切にする社会をつくる	市民環境部	環境課	廃棄物対策課				
6-2	自然との共生	ふるさとの自然を守り、人と自然が共生するまちをつくる	市民環境部	環境課	農林課	上下水道課	生涯学習課		
6-3	公園・緑地	人が集う、自然と調和したまちをつくる	建設部	都市計画課	環境課				
6-4	循環型社会	資源を大切に、持続可能な循環型社会をつくる	市民環境部	廃棄物対策課	上下水道課				
4			2						
基本目標⑦ 一人ひとりが輝く、協働で創るまち									
7-1	男女共同参画	多様性を認め合い、自分らしく輝ける社会をつくる	健康福祉部	人権・男女共同参画課					
7-2	人権・平和	すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のないまちをつくる	健康福祉部	人権・男女共同参画課					
7-3	市民協働・市民交流	協働によりみんなで作る活力ある地域を目指す	企画政策部	市民協働課	総務課	情報政策課			
7-4	行政経営	広域連携を進め、持続可能な行政運営を目指す	総務部	財政課	総務課	債権管理課	総合政策課	管財契約課	情報政策課
4			3						

基本目標②・基本目標⑤は教育分野で統合部会

基本目標③・基本目標⑦は、福祉分野で統合部会